



安全第一

ゼロ災宣言

【取組期間】

平成30年4月 ～ 平成31年3月

【強化する取組】

- ① 始業時、作業中、終業時のミーティングの活発化（KY活動含む）
- ② 現場代理人による安全パトロール、安全点検の実施
- ③ 社員に適切な教育や訓練を実施し、能力向上を図る

上記の期間、わが社は、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

平成 30年 4月 1日

会 社 名 有限会社 坂本屋

代表者署名 芦澤 一徳

(社長の自署)

このゼロ災宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、事業場及び現場の見やすい場所に必ず掲示してください。

なお、この取組の広がり把握をため、宣言後、建災防山梨県支部あて送付していただくようお願いします（Fax 055-228-8882）。